

給与所得者の皆様へ

会津地区管内 13 市町村と福島県会津地方振興局からの
重要なお知らせです。

平成 27 年度から 給与所得者の方の個人住民税が 特別徴収（給与から差し引き）と なります。

◆個人住民税の特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同様に、事業主が従業員に支払う給与から毎月個人住民税を差し引きし、従業員に代わって従業員がお住まいの市町村に納入していただく制度です。

◆今まで、市町村から送付される納税通知書により金融機関等で納付していた従業員の方は、27年度から納付の方法が特別徴収（給与からの差し引き）に変わります。

◎お問い合わせ先

市町村名	担当課	電話番号	市町村名	担当課	電話番号
会津若松市	税務課	0242-39-1223	湯川村	住民税務課	0241-27-8820
喜多方市	税務課	0241-24-5217	柳津町	総務課	0241-42-2113
北塩原村	税務課	0241-23-3114	三島町	町民課	0241-48-5555
西会津町	町民税務課	0241-45-2212	金山町	住民課	0241-54-5121
磐梯町	総務課	0242-74-1213	昭和村	総務課	0241-57-2113
猪苗代町	税務課	0242-62-2113	会津美里町	税務課	0242-78-2118
会津坂下町	総務課税務管理班	0242-84-1502	福島県会津地方振興局県税部		0242-29-5241

会津地区地方税滞納整理推進会議

個人住民税の特別徴収についてのQ & A

～ 従業員の方向け ～

Q1 特別徴収とはどのような制度ですか。

A1 事業主が住民税を給与から差し引きし、従業員の皆様に代わって市町村に納入する制度です。年間の税額を12分割にした税額を、毎年6月から翌年5月まで、毎月の給与から差し引きします。

Q2 特別徴収制度にはどのようなメリットがありますか。

A2 普通徴収の場合は年4回払いであるのに対して、特別徴収の場合は年12回払いのため、一回あたりの納税額が少なくなります。

また、納付のために金融機関等に出向く手間も無くなり、納め忘れの心配もありません。

Q3 特別徴収の場合、税額の通知はどのような形で来るのですか。

A3 勤務先経由で従業員の皆様に特別徴収税額通知書をお送りします。普通徴収(納付書、口座振替による納付)の場合は、6月中旬にご自宅へ納税通知書をお送りしていましたが、特別徴収に切り替わると原則として納税通知書はお送りいたしません。

Q4 自分で納付したいので、普通徴収のままにしてほしいのですが。

A4 原則として、パートやアルバイトのように非正規雇用者であっても、前年中に給与の支払いを受けており、かつ、4月1日において給与の支払いを受けている方は、特別徴収の対象となりますので、普通徴収による納付は認められません。

Q5 不動産所得など、給与以外の所得を有する場合の納税方法はどのようになりますか。

A5 原則的には、給与所得以外の所得(公的年金を除く。以下同じ。)に係る個人住民税も、給与からの差し引きとなります。

なお、不動産所得などの給与所得以外の所得については、確定申告書又は住民税申告書に、「給与所得以外の所得に係る個人住民税は、普通徴収によって納める」旨の選択をすることにより、当該給与所得以外の所得に係る住民税の所得割額は、普通徴収で納めることができます。

Q6 給与を2カ所以上からもらっている場合は、どうなりますか。

A6 給与支払報告書の乙欄に表示がなされているものは、普通徴収分として取り扱いますが、他の事業所(特別徴収実施事業所)から給与支払報告書が提出された場合には、合算の上、この事業所の給与から差し引きする取扱いとなります。